長崎県中小企業対策資金取扱要領

第一　総則

（目的）

第１条　長崎県中小企業対策資金の貸付及び運用については、長崎県中小企業対策資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（報告）

第２条　要綱第６条に定める報告は報告様式第１及び第２により行うものとする。

（県税の完納）

第３条　要綱別表（第３条関係）融資対象の欄に規定する「県税を完納している」とは、徴収猶予手続きを完了していることを含む。

第二　経営安定資金

（定義）

第４条　要綱別表（第３条関係）融資対象の欄に規定する「売上高の減少」とは、直近期の税務申告決算における売上高が、直近期の前期以前３期のいずれかの税務申告決算における売上高に比して減少していることをいう。

なお、個人事業者で複数の事業を営む場合は、各事業の売上高を全て合算して比較するものとする。

２　要綱別表（第３条関係）融資対象の欄に規定する「経常利益の減少」とは、直近期の税務申告決算における経常利益が、直近期の前期以前３期のいずれかの税務申告決算における経常利益に比して減少していることをいう。

なお、個人事業者の場合は、上記「経常利益」を税務申告決算書上の「所得金額」と読み替える。

３　要綱別表（第３条関係）融資対象の欄に規定する「売上高等」とは、「売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事残高又は受注残高）」のことをいう。

４　要綱別表（第３条関係）融資対象の欄に規定する「繰越欠損」とは、「繰越利益剰余金（個人事業者は元入金）がマイナス」のものをいう。

（添付書類）

第５条　融資にあたっては、取扱金融機関は次のいずれかの書類を添付しなければならない。

ア　申込にかかる融資要件が売上高等減少に該当する場合は、経営安定資金に係る確認書（様式第１）

イ　セーフティネット認定企業

中小企業信用保険法第２条第５項に定める対象中小企業者である旨の各市町村長の

認定書

なお、認定書は、中小企業信用保険法第２条第５項に定める対象中小企業者の認定要領による。

第三　下請企業・協同組合振興資金

（申込書）

第６条　要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に規定する「別に定める申込書」とは、下請企業・協同組合振興資金（下請企業手形割引あっせん）貸付申込書（様式第２）とする。

（副申）

第７条　要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に規定する「振興財団の副申書」とは、（様式第３）とする。

（留意事項）

第８条　長崎県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に定めるところにより意見を付すときは、県経営支援課及び新産業推進課の意見を聞くものとする。

（報告）

第９条　取扱金融機関は中央会に対し、報告様式第３により貸付及び償還状況の報告を行うものとする。

第四　緊急資金繰り支援資金

（添付書類）

第１０条　要綱別表（第３条関係）融資対象の欄（３）の融資にあたっては、取扱金融機関は取扱金融機関の確認書（様式第４、様式第４－１、様式第４－２又は様式第４－３）を添付しなければならない。

第五　地方創生推進資金

（報告）

第１１条　保証協会は、宿泊事業者応援資金の保証を実施したときは、毎月１０日までに報告様式第４により県に報告することとする。

（認定書）

第１２条　要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に規定する「別に定める県による認定書」とは、様式第５及び様式第６とする。

第六　創業バックアップ資金

（事業計画書）

第１３条　要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に規定する「別に定める事業計画書」とは、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証の場合は創業・再挑戦計画書（様式第７－１）とし、スタートアップ創出促進保証の場合は創業計画書（様式７－２）とする。

（推薦書）

第１４条　要綱別表（第３条関係）融資対象の欄に規定する推薦を受ける場合は、創業バックアップ資金に係る推薦願（様式第８）を商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関へ提出するものとする。

２　前項に定める推薦願を受理した商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関が推薦を行う場合は、創業バックアップ資金に係る推薦書（様式第９、様式第９－２）により、取扱金融機関（取扱金融機関が推薦する場合を除く）、保証協会及び県へ推薦するものとする。

第七　事業承継資金

（事業承継計画書）

第１５条　要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に規定する「別に定める事業承継計画書」とは、様式第１０とする。

（財務要件等確認書）

第１６条　要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に規定する「別に定める財務要件等確認書」とは、様式第１１とする。

（ガバナンス体制の整備に関するチェックシート）

第１７条　要綱別表（第３条関係）申込方法の欄に規定する「別に定めるガバナンス体制の整備に関するチェックシート」とは、様式第１２とする。